

令和3年1月20日
2食産第4967号

一般財団法人日本食品検査理事長 殿

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からインドネシア向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

先般、インドネシア当局から衛生証明書様式の変更の通知があったことを受け、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。

記

- 1 要綱本文について下記の改正を行ったこと。
インドネシア当局から示された新たな衛生証明書様式（以下「新様式」という。）における証明事項に対応するため、衛生証明書の発行要件に「インドネシア向け輸出水産食品は、食品衛生法に基づく HACCP に沿った衛生管理の下で取り扱われていること。」を追加。
- 2 別添及び別紙様式について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 別紙様式6（衛生証明書様式）について、新様式に変更するとともに、別紙様式5の内容を修正。
 - (2) 新様式における証明事項に対応するため、輸出の都度の官能検査の対象を輸出水産食品全てとし、これに合わせて、別添2及び別添3並びに別紙様式9の内容を修正。

- 3 令和3年1月31日までの日付で発行される衛生証明書は、従前の要綱の別紙様式6により発行し、令和3年2月1日以降の日付で発行される衛生証明書については、本通知に基づき、新様式により発行すること。